

桐朋女子中学校・同高等学校特別教育活動基金運営委員会規則

第1条（設置）

桐朋女子中学校・同高等学校は、特別教育活動基金の円滑な運営を図るために、特別教育活動基金規程第7条の定めに基づいて特別教育活動基金運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条（審議・処理事項）

本委員会は、桐朋女子中学校・同高等学校特別教育活動基金（以下「基金」という。）の事業運営に関して次の事項について審議し、事務を掌る。

- （1）特別教育活動援助の基準に関する事項
- （2）事業資金募集に関する事項
- （3）援助申請の審査、査定に関する事項
- （4）事業報告及び収支報告に関する事項
- （5）その他基金の運営に関して必要な事項

第3条（構成）

委員会は次の各号の委員をもって構成する。

- （1）桐朋女子中学校・同高等学校長
- （2）同 生徒会指導部主任
- （3）同 文化部クラブ顧問の内から1名
- （4）同 体育部クラブ顧問の内から1名
- （5）同 専任教員の内から学校長が指名した者3名以上5名以内

2. 委員会に委員長を置き、第1号委員をもって充てる。

3. 委員会に副委員長を置き、第2号委員をもって充てる。

第4条（委員長の職務）

委員長は委員会を招集し、議長となって会議を運営し、その結果を職員会議に報告する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。

第5条（委員の任期）

本規則第3条第3号、第4号及び第5号委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6条（委員会の開催）

委員会は、本規則第2条第2号の審議に関しては当該年度の前年度3月に開き、同第1号の審議に関しては当該年度5月に開くものとする。

2. その他の事項の審議に関しては、審議案件が提議された時点で委員長が招集する。
3. 委員の過半数の要求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

第7条（議決）

委員会は委員の3分の2の出席によって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

第8条（決定事項の効力）

委員会において審議、決定した事項は職員会議の議決によって効力を生ずる。

第9条（委員以外の者の参加）

委員会が必要と認めたときは、委員以外の関係教職員に委員会への出席を求めることができる。

附則

1. この規則は、平成3年1月1日より施行する。
2. この規則の改廃は、中学・高校職員会議の議決によって行う。